

敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価に関する 事実関係について（その 7）

<原子力規制庁との面談に関する検証②>

当社は、会合で使用する資料については、それぞれの会合の前に行った規制庁との面談において、具体的かつ明確に確認をしていました。しかしながら、実際の会合における資料の扱いは、事前の確認とは全く反するものでした。

1. 第 2 回追加調査評価会合（平成 26 年 6 月 21 日）

当社は、第 2 回追加調査評価会合で使用する資料については、会合前日に提出する旨、規制庁と確認していました。

【原子力規制庁との確認に関する経緯^{※1}】

6 月 16 日 面談

- ・資料案提出し、本資料は 6 月 16 日時点での資料であり、一部変更する場合もあり得る旨、説明。
- ・併せて別紙 1 にて、資料修正、データ追加、見解書追加の可能性がある旨、説明。

6 月 17 日 電話（規制庁→原電）

- ・評価会合資料最終版の電子データ提出期限が 6 月 20 日 17 時厳守と連絡。

6 月 20 日 17 時 面談

- ・評価会合資料最終版の電子データ提出

上記のとおり、当社は規制庁からの指示に基づき、資料の最終版を会合の前日に提出しました。しかしながら、事前の合意に反し、規制庁は、突如として、提出した資料を当日使用してはならないと通告しました。なお、同様に事前の確認を受けていた専門家の参加についても、拒否しました。

【櫻田部長】

「・・・資料については事前に有識者の先生方によく検討していただくために 1 週間前に提出したい・・・1 週間前というその期限の前に私どものほうに御相談いただき・・・1 週間前にお願いますというルールを設けたのは・・・」（9 ページ^{※2}）

【小林管理官】

「・・・敦賀 00 という資料がございます・・・これを使わせていただきます。」（2 ページ^{※2}）

「資料については、・・・「敦賀 00^{※3}」ですね、この資料を使ってください。・・・この「敦賀 00^{※3}」というのを使っていたきたいと思います・・・」（11 ページ^{※2}）

上記の経緯のとおり、当社と規制庁は、資料の最終版を使用することについて互いに合意していました。また、規制庁から当社に対し、事前に、「資料の最終版の提出期限を会合の 1 週間前までとする」といった指示がなかったことは、明らかです。

2. 第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）

当社は、第4回追加調査評価会合で使用する資料について、当社が新たに作成する最新のコメント回答資料で説明して構わないこと、また、その資料を当日持ち込んでも構わないことを規制庁と確認していました。

【平成26年8月29日の面談記録※4】

・・・

○先方（事業者）からは、次回の会合に関し、

・7月23日の面談で提出した申し入れ資料・・・新たに作成する資料について、当日持ち込みすることもある。

・・・との申し入れがあり、当方（規制庁）も了承した。

しかし、当日の会合においては、当社が提出した資料ではなく、規制庁がこの会合の場で初めて提示した資料「敦賀・追加4－1」に沿っての説明、議論を行うといった議事運営がなされたことにより、当社は、初見の資料による断片的な説明を余儀なくされ、結果として十分な説明や議論を行うことができませんでした。

【島崎委員長代理】

「・・・それは新しい資料ですので、また後で検討させていただきたいと思います。」（34ページ※5）

「・・・会合ごとに新しい資料を突然出されて説明されても、我々、用意がないんで、お聞きする以外のことはできません。討論にはなりません。」（34ページ※5）

「その議論のたびごとに新しい資料を出されると終わらないんですね。・・・できれば先に進めたいと思います。」（35ページ※5）

【小林管理官】

「敦賀・追加4－1の資料でございます。これは前回の会合等におけます議論の整理（案）として今回提出させていただきます。」（3ページ※5）

「・・・ですから今日は、もともとは7月11日のやつをベースに、プラスアルファ、この前の「〇〇※3」の資料ありますが、それをベースに議論させてください・・・」（35ページ※5）

以上のとおり、上記の評価会合での資料の扱いは、当社と規制庁との間の事前の合意に全く反したものであったことは、明らかです。

※1：当社公表「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合における当社提出資料の取扱い等に関する事実関係について」

URL (http://www.japc.co.jp/tsuruga-chousa/pdf/press/20140621_4.pdf)

※2：第2回追加調査評価会合（平成27年6月21日）の議事録

URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000051358.pdf>)

※3：規制庁からの指示のもと、当社が「一部変更する場合もあり得る」として、平成26年6月16日に提出した資料案。（この資料案を規制庁は「敦賀〇〇」と表示して席上配布）なお、本資料案が暫定版であり、最終版については同年6月20日に提出することについて、規制庁も了承していた。

※4：平成26年8月29日の面談記録

URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000052946.pdf>)

※5：第4回追加調査評価会合（平成26年9月4日）の議事録

URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000051360.pdf>)

以 上